

令和5年度第1回鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会

会議録

1 日時

令和5年8月30日（水）午後2時～午後3時30分

2 場所

鎌ヶ谷市役所 6階 第2委員会室

3 出席者

【委員】 江守 央（会長）
佐川 大輝
福澤 明二（副会長）
櫻澤 美智子
小池 満尚
浅野 和彦
高橋 奈帆子
根岸 浩史

【事務局】 小暮高齢者福祉係長
藤岡地域包括支援係主事

4 欠席者

【委員】 笹川 顕
松浦 光恵

5 公開の有無

公開

6 議題

- (1) 議事録署名人の選出
- (2) 福祉有償運送運営協議会等の概要
- (3) 鎌ヶ谷市における移動制約者の現状及び福祉有償運送の必要性について
- (4) 福祉有償運送運営の更新及び新規登録の協議について
 - ①一般社団法人インナーピース 【更新】
 - ②特定非営利活動法人想創 【新規】

7 結果

- ①承認で合意
- ②承認で合意

事務局	<p>定刻になりましたので、ただいまから、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会 令和5年度第1回会議を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。</p> <p>私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、高齢者支援課の小暮と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>初めに会議開催に先立ちまして、委員の皆さま方にお願ひがござい ます。</p> <p>会議録を作成する都合上、本会議の議事は、録音させていただきます すことをあらかじめご了承ください。</p> <p>また、発言の際は、お手元のマイクのスイッチを押してから発言し ていただき、終了後にはもう一度スイッチを押してマイクをオフにし ていただくようお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに、高齢者支援課長の根岸から挨拶をさせていた だきます。</p>
根岸課長	<p>(課長の挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、議題に入る前に、委員の自己紹介を行います。</p> <p>前回の会議が、令和3年度末に書面で行いましたが、対面での会議 は、委嘱後初めての会議となります。</p> <p>事務局よりお手元の委員名簿の順番に沿って、お名前をお呼びしま すので、大変恐縮ですが、呼ばれた方は簡単な自己紹介をお願いいた します。</p> <p>はじめに、公共交通に関する学識経験者として、江守委員です。 (江守委員挨拶)</p> <p>次に、国土交通省 関東運輸局 千葉運輸支局長の指名する者とし て、佐川委員です。 (佐川委員挨拶)</p> <p>次に、ボランティア団体の代表として、福澤委員です。 (福澤委員挨拶)</p> <p>次に、福祉有償運送の利用者として、櫻澤委員です。 (櫻澤委員挨拶)</p> <p>次に、公共交通機関が指名する者として、小池委員です。 (小池委員挨拶)</p> <p>同じく、公共交通機関が指名する者として、笹川委員と、福祉有償 運送実施団体の代表として、松浦委員ですが、本日所要のため、欠席 の連絡をいただいております。</p>

	<p>次に、本市の企画政策担当課長として、浅野委員です。 (浅野委員挨拶)</p> <p>次に、本市の障がい福祉担当課長として、星野委員ですが、本日所要のため、代理に主幹の高橋です。 (高橋委員挨拶)</p> <p>最後に、本市の介護保険担当課長として、根岸委員です。 (根岸委員挨拶)</p>
事務局	<p>ありがとうございます。 それでは、議題に移らせていただきます。 前回の書面での会議において、会長は江守委員、副会長は福澤委員で皆様に了承をいただいております。 そのため、ここからの議事の進行は、江守会長にお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。</p>
江守会長	<p>それでは、議題に従いまして、議事を進めます。 この会議は、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、過半数の委員の出席が必要ですが、ただ今の出席委員は8人です。 定足数に達していますので、会議を進めさせていただきます。 また、本日の傍聴希望者は、事務局より0名との報告がありました。 次に、事務局より本日の資料の確認をお願いします。</p>
事務局	<p>本日の会議資料は、「会議の次第」、「委員名簿」、資料1「福祉有償運送運営協議会の概要」、資料2「鎌ヶ谷市における移動制約者の現状及び福祉有償運送の必要性」、資料3「協議の流れ」、資料4「一般社団法人インナーピースからの申請書」、資料5「特定非営利活動法人想創からの申請書」を既に配付しております。 また、本日の配付資料として、「座席表」、資料2の1頁目に一部誤りがありましたので、資料2の差し替え版、資料5の旅客名簿の差し替え版、最後に「採決票」を2部、机に配付しております。 資料の不足等がございましたら、お知らせください。</p>
江守会長	<p>次に、議事録署名人をお願いしたいと思います。事務局の案はありますか。</p>
事務局	<p>今回の議事録署名人は、小池委員と福澤委員をお願いしたいと思います。</p>
江守会長	<p>小池委員と福澤委員よろしくお願ひします。 それでは、議題「(2) 福祉有償運送運営協議会等の概要」、「(3) 鎌ヶ谷市における移動制約者の現状及び福祉有償運送の必要性について」</p>

	て」を、事務局から説明願います。
事務局	(資料1、資料2に基づき説明)
江守会長	事務局の説明について、何か意見等があれば、お願いします。
福澤委員	資料2「3 鎌ヶ谷市福祉タクシー券の利用状況」の(2)鎌ヶ谷市福祉タクシー券申請・利用状況ですが、令和4年度の利用率が20.4%となっていますが、かなり低いと思います。使う方が限定されているのではないのでしょうか。
高橋委員	過去の推移では、概ね20%前後で決算額も推移しております。 申請時には使うか使わないか分からないけれども、とりあえず申請していきまうという方が結構おり、その後入院されたり、チケットを使わずにいる方も沢山おります。 利用率が低いことは市も不思議であり、相当数のタクシー券が眠ったままとなっている状況であります。
福澤委員	市の自家用有償旅客運送の状況を見ても、令和4年度は16回と少なく、タクシー券の利用率も低い状況を見ると、皆さんどのように移動しているのか不思議です。
江守会長	この点について、事務局はどのように考えますか。
事務局	移動制約者に対する交通手段の確保については、市でも課題と考えております。市ではコミュニティバスの利用やタクシー券の配付など、交通の確保に努めておりますが、サービスの利用率向上や周知をより一層していく必要があると考えております。
江守会長	サービスがなぜ使われていないのか、調査をしていく必要があると思います。 実際に外出していないから利用されていないのか、それとも他の交通手段を使っているから利用されていないのか、利用の周知が行き届いていないから使われていないのかなど、色々要因はあるかと思しますので、一概に判断しづらいと思います。 また、地域の特徴もあると考えます。例えば公共交通が使われるような地域では自動車分担率はかなり低くなりますが、一方で自動車分担率が高いところは、ご自身や知り合いの方々に確保してしまっている状況もあるかもしれません。 ただし、今後の状況を見ると、それも当てにならない時代になってくるかもしれませんので、色んな手段を確保しておくことは、地域の魅力の一つだと思います。これは必ずしもこの福祉有償運送だけの問題ではなく、地域の交通を考えていくことが必要になるものと考えます。 ほかに意見はありますか。

櫻澤委員	<p>タクシー券以外にも、ご本人や家族が運転したりする場合、ガソリン券を他市では配付している自治体もあります。</p> <p>ガソリン券の配付について、障がい者の声も結構ありますが、鎌ヶ谷市で配付していただけないのでしょうか。</p>
高橋委員	<p>ガソリン券の配付について、要望される方はおります。</p> <p>近隣市など導入している自治体では、タクシー券とガソリン券を選択できるようになっておりますので、どのような割合で配付しているのかなど、今後調査していきたいと思えます。</p>
小池委員	<p>事業者目線での意見に留めていただければと思えますが、タクシー券の利用率が20.4%については、江守会長からお話があった通り、現状を調査して、本当に必要な人なのか、ただ申請してもらっておく人なのかを区別して考えた方が良くと思えます。</p> <p>例えば、今は障がい者だけにタクシー券が配付されていますが、高齢者世帯や独居の方など、高齢者の中でも、移動制約者が多くなっています。</p> <p>弊社の介護タクシーの実情を見ると、乗務員が家の中に上がり、おんぶして出てくるような方もおりますし、庭が雑木林化しているところで、靴脱いで上がらなきゃいけないのかというお宅もあります。</p> <p>高齢者イコール障がい者ではないですが、そのような人たちにも光を当ててもらおうと良くと思えます。</p> <p>もう1点、この秋からタクシーの基本料金が1キロメートルちょっとで500円、その後、200メートルから300メートルで100円ずつ加算されていく運賃改定になりますので、そのことを考慮して、今後検討しても良くと思えます。</p> <p>鎌ヶ谷市の場合、720円を限度としてタクシー券を配付しておりますが、例えば500円の金券にし、枚数を増やして高齢者にも行き渡るよう予算化するなど、考えていただければと思えます。</p>
根岸委員	<p>市長への手紙などで、高齢者の足の確保として、タクシー券を配付して欲しいといった要望はいただいております。</p> <p>市でも、高齢者の足の確保として、タクシー券やコミュニティバスの課題等を積み上げていき、その手段を広げられるよう検討していきたいと考えております。</p>
江守会長	<p>実態と合っていない部分も若干あると思えます。</p> <p>私は、バリアフリーの政策に携わっていますが、そのようなところでよくあるのが、手段が目的になっている事例があります。</p> <p>移動制約者を移動させるのが目的であるのに、タクシー券を配ることが目的になっており、コミュニティバスを走らせることが目的になっていることがあります。</p> <p>財政を無駄に費やしてしまう場合もあるので、実態と合わせていただければと良くと思えます。</p>

	<p>いずれにしても、市から説明のあった移動制約者の状況を聞いた中で、この協議会の確認事項として、鎌ヶ谷市には福祉有償運送が必要ということによろしいでしょうか。</p>
江守会長	<p>(一同、異議なし)</p> <p>続いて議事を進めていきます。</p> <p>議題「(4) 福祉有償運送の更新及び新規登録の協議について」、事務局から採決方法の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>今回、協議していただきますのは、更新申請の「一般社団法人インナーピース」と新規申請の「特定非営利活動法人想創」となります。</p> <p>協議及び採決の方法としましては、資料3の「協議の流れ」にありますとおり、はじめに法人に事業の概要を説明いただき、その後、質疑応答となります。</p> <p>質疑応答後、法人には退室いただき、委員の皆様には、合意に向けて協議をしていただきます。</p> <p>協議後に採決となりますが、採決につきましては、挙手ではなく配付しました「採決票」の「承認」「不承認」のどちらかをマルで囲んでいただく方法を取らせていただきます。</p> <p>採決の結果を皆様で共有し、その協議結果を、後日事務局から郵送で法人に通知させていただきます。</p>
江守会長	<p>ただいまのご説明について、ご意見等ありますでしょうか。なければ、申請団体にご入室いただきます。</p> <p>(一般社団法人インナーピースが入室)</p>
江守会長	<p>一般社団法人インナーピース様、ご説明をお願いします。</p>
申請者	<p>(申請内容の説明)</p>
江守会長	<p>委員の皆様からご質問があれば、お願いします。</p>
福澤委員	<p>先ほど鎌ヶ谷市には移動支援を必要としている方が多くいるとの話がある中、前回の申請から対象者の人数が増えていませんが、新規の客を開拓する考えはありますか。</p>
江守会長	<p>運送対象者は4名ですが、これは会の会員であり、これ以外に増やす展望があるのかについて確認したいという質問かと思いますが、いかがでしょうか。</p>
申請者	<p>特に増やしたくないとは考えてなく、どちらかというと、特に宣伝をしていなく、依頼があったら受けるというスタンスで実施してきま</p>

	<p>した。</p> <p>福祉有償運送サービスは素晴らしいサービスであると考えており、他の利用者さんと会ってお話する時は、ぜひ使ってみてくださいと伝えていましたが、会員を増やす宣伝はこれまで積極的に実施してこなかったもので、今後検討していきたいと思います。</p>
佐川委員	<p>月曜日の松戸市の協議会でもお話ししましたが、同じ確認をさせていただきます。</p> <p>資料4の「旅客から収受する対価一覧」で時間制として、走行30分ごとに1,000円を収受することとしています。対価一覧の文言で、“目的地から利用会員宅までの走行距離により算出します”となっていますが、正しくは、走行時間が正しいかと思います。</p>
申請者	<p>申し訳ありません。走行時間が正しいため修正します。</p>
江守会長	<p>料金設定について、運輸支局でも、妥当と判断してよろしいでしょうか。</p>
佐川委員	<p>実費の範囲ということで、タクシーの運賃時間制で見ましても、3分の1ぐらいの値段であると考えております。</p>
江守会長	<p>小池委員は、いかがでしょうか。</p>
小池委員	<p>料金に関しては特に異論はありません。</p>
櫻澤委員	<p>使っていないので分からず質問するのですが、実際このサービスを使う場合、事前に会員登録が必要なのでしょうか。</p>
申請者	<p>福祉有償運送に関する契約書があるので、登録していただければ利用いただけます。</p>
江守会長	<p>新規利用者がいた場合、法人に会員登録し、利用していただき、次回の更新登録の際に旅客名簿を更新していただくのが正式な手続の流れになります。</p>
櫻澤委員	<p>待機料金について、30分ごとに1,000円と設定されていますが、通院の場合はどのように運用しているのでしょうか。</p>
申請者	<p>通院の場合、行きに送迎した時間で徴収します。診療時は帰るので、待機料金は徴収していません。</p> <p>待機料金とは、お迎えに行き、そこでずっと待っていた場合に徴収することを想定しています。</p>
櫻澤委員	<p>通院の場合、行きと帰りがあると思いますが、2回利用できるのでは</p>

	しょうか。
申請者	1日2回利用することも可能です。
江守会長	ほかに委員から意見がなければ、申請者にはここで退出していただきます。 (インナーピースが退出)
江守会長	それでは、福祉有償運送の更新登録の協議を行います。 「インナーピース」さんの説明を聞いて、ご意見のある委員は発言をお願いします。 (意見なし)
江守会長	それでは、お手元の採決票にご記入をお願いします。 (採決票記入)
江守会長	集計の結果、承認が8票、不承認が0票であり、出席委員の過半数に達しておりますので、協議会として更新を承認したいと思います。 続いて、新規登録の審議に移ります。次の申請団体を入室させてください。 (特定非営利活動法人想創造入室)
江守会長	それでは、「特定非営利活動法人想創」様、申請書類に基づき、説明をお願いします。
申請者	(申請内容の説明)
江守会長	委員の皆様からご質問があれば、お願いします。
佐川委員	登録申請書の運送区域で、鎌ヶ谷市以外にも複数市記載がありますが、具体的な区域について、どのように考えているのかお伺いします。
申請者	運送区域は、障害福祉サービスと介護保険のサービスをやっており、その区域を含めて記載しております。
佐川委員	福祉有償運送の区域として、鎌ヶ谷市以外の発着もあるのでしょうか。例えば松戸市から松戸市、船橋市から松戸市などを想定していますか。
申請者	想定していません。

佐川委員	福祉有償運送の発着は、必ず鎌ケ谷市が絡むことでよろしいですか。
申請者	そのとおりです。
佐川委員	<p>そうであれば、当該欄には鎌ケ谷市のいずれか発着地を区域とする書きぶりで良いと思います。</p> <p>仮に今後、鎌ケ谷市を絡まない発着地を増やしていく場合は、各市町村でこの協議会を開いて、区域を拡大していく必要がありますので、ご注意ください。</p> <p>また、対価について、福祉サービス利用の場合と福祉有償運送のみの場合の違いについて、もう少し具体的にお聞きします。</p>
申請者	<p>私たちは鎌ケ谷市の地域生活支援事業の中で、移動支援と日中一時支援を実施していますが、日中一時支援の利用者様には、鎌ケ谷市は送迎加算がありません。</p> <p>しかし、利用者は移動困難者の方たちばかりなので、どのようにしたら良いか鎌ケ谷市に相談した際、事業者で対応できるなら送迎サービスを実施しても良いとの回答であったので、これまでサービスとして送迎を行っていました。</p> <p>しかし、きちんとしたルールに則り、支援をしていきたいという考えがあり、福祉有償運送を申請したところです。</p> <p>運送の対価について、松戸市では、日中一時支援の利用の方は、送迎加算として54単位、円にすると550円弱が加算されるので、福祉有償運送のみの利用の場合は、これを参考に500円を設定しました。</p> <p>しかし、鎌ケ谷市の場合は、日中一時支援に送迎加算がないので、これらの福祉サービスの利用の場合、半額として支援していきたいと考え、250円に設定しました。</p> <p>また、移動支援サービスについて、近隣の市町村や鎌ケ谷市では、基本的に自宅にお迎えに行き、自宅に帰るといった支援ですが、移動が公共交通機関か福祉有償運送となっています。</p> <p>しかし、支援している方の多くは、電車で奇声を上げてしまうとか、次のバス停に着く前に、運転手さんに詰め寄ってしまったりする方も多く、公共交通機関では、支援するヘルパーさんの負担が大きい状況であります。</p> <p>また、電車に乗ることは可能ですが、コロナ禍もあり、密になるので、電車での移動は避けたいというご家族の要望もある中、タクシーの利用にもお金がかさんでしまい、移動支援を今まで定期的に使っていたが、使わなくなるのは、ご家族の負担も大きくなるのが、福祉有償運送のサービスを始めるきっかけです。</p>
佐川委員	対価について、時間ではなく、1往復運行したことに対して料金を

	<p>徴収する方式を取っていますが、これは実費分として設定したと考えるとよいでしょうか。</p>
申請者	<p>法人内で継続可能な金額を話し合っ設定しました。</p> <p>また、放課後等デイサービスの通所事業もやっており、そこで使用している車を1台登録することで、経費削減も図っております。</p>
佐川委員	<p>運送する旅客の範囲ですが、申請書ではイ、ロ、ハ、ニ、トにマルが付いていますが、本日差し替えで配付された資料ではトに該当する方がいないように見受けられます。</p> <p>原則は、現会員の区分を旅客の範囲とするのが原則ですが、この協議会で協議が調べば、現会員にない範囲も入れて、申請することができる制度となっています。</p> <p>そのため、今後事業を拡大していく中で、このトの区分も増えることを想定していますか。</p>
申請者	<p>現在、療育手帳も非該当、身体障害手帳も所持していない、精神手帳を持たないという方、いわゆるグレーゾーンの障がいを持ったお子さんも支援しています。</p> <p>普通学級に入っていますが、学童保育には受け入れてもらえないお子さんもおり、通所の放課後デイサービスの受給者証はあるが、福祉有償運送に該当することを示す書類の提出が出来ないお子さんもいたため、今回トの区分に該当せず、マルを付けていない状況です。</p> <p>しかし、今後旅客の範囲を広げることを考えております。</p>
佐川委員	<p>分かりました。</p> <p>引き続き申請書の通り、イ、ロ、ハ、ニ、トの区分をご審議いただくということで、江守会長お願いできますでしょうか。</p>
江守会長	<p>本日、配付されました旅客名簿の差し替え版では、福祉有償運送を必要とする理由のトの欄に当てはまる会員は、現在いないとのことでしたが、将来の展望を考えると、申請書にはトを表記して申請したいとの説明でしたので、皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(一同、同意)</p>
佐川委員	<p>最後にもう1点ですが、申請のタイミングでこのような状況になっていることは理解しているのですが、念のためお伝えします。添付書類の車検証や任意保険証券を確認すると、既に期限が切れているものがあります。</p> <p>本協議会の申請時点では有効であったと理解しておりますが、今後協議が調った後、運輸支局に申請いただく際は必ず更新後の書類を提出いただくようお願いいたします。</p>

申請者	承知しました。
根岸委員	今回、福祉有償運送を予定する区間ですが、最長でどの辺りまで運送することを考えていますか。
申請者	鎌ヶ谷市から松戸市の二十世紀が丘までを想定しています。
根岸委員	昨今ガソリン代が高騰しており、車両の維持など、様々な運営経費が掛かってくると想定されます。先ほどの説明で、移動支援の54単位を参考に料金設定されたとのことですが、かなり安いので、今後この料金を継続して運営できるのか気になるところですが、いかがでしょうか。
申請者	同じ関連事業で運営している7人乗りの車を1台メインで使用する予定であり、経費削減を図っていきます。
江守会長	運送料金が安過ぎると、利用者は良いかもしれないが、運営者が十分なサービスを提供できるのか不安もありますし、安全性についても考えていく必要が出てきます。 これについて、佐川委員はいかがですか。
佐川委員	国の立場なので安いということを使う立場にはないのですが、適正な根拠に基づき、料金を設定していただければ良いと考えます。 仮に、今回申請があった対価で協議が調ったとして、今後やっぱり難しくなったので値上げしたい場合、再度協議会を開催し、協議を調える必要がありますので、ご注意ください。
江守会長	距離が短くても長くても料金が同じ場合、支払う方は、長くても一緒なのかと不公平感を感じる可能性もありますので、今後運営しながら検討いただければと思います。
申請者	承知しました。
福澤委員	運送を予定している方々は、ほとんど毎日を想定していますか。
申請者	月1回の方や、関連の福祉サービスを受けている方は週5回の方もおります。 放課後等デイサービスや児童発達支援として未就学の障害を持ったお子さんの預かりについては、送迎加算が付いていますが、それ以外で、もし親御さんが急に救急車で運ばれてしまったなど、突発的な問題の時に、お子さんをお母さんの病院まで連れていくなどの対応が想定されますが、頻度としては少ないと考えています。
福澤委員	1台に2人から3人乗せることも想定していますか。

	<p>その場合、料金は1人分で良いのか、個別に1人ずつ支払っていたかどうかののでしょうか。</p>
申請者	<p>ケースバイケースとなります。</p>
福澤委員	<p>会長が話していたとおり、料金設定が本当にこれで大丈夫なのかと思います。不公平感がでないように、料金設定を細かく設定できると良いと考えます。</p>
佐川委員	<p>補足になりますが、この福祉有償運送制度は、個別輸送でドアツードアでやるのが原則でありますので、複数乗車を行う場合は、この会議でそれを行う必要性などをご説明いただき、協議を調える必要があります。</p>
申請者	<p>複数乗車はやりません。</p>
小池委員	<p>意見ではなく、ぜひエールを送りたいと思います。 今回の申請は、福祉有償運送事業の中でも、知的障がい者や精神障がい者で特に移動に困難をきたしている方々を運送しようとするものであると理解しております。 申請書を見たとき、弊社の福祉有償運送事業の運転者講習を受けていただき、このような事業をやろうとしているんだと思い、感動しました。 ぜひ、法令遵守で継続可能な運賃を設定していただき、頑張っていただけだと思います。 また、講習の中でも話しましたが、運転者の皆さまにはぜひ適性診断を受けていただき、自分の運転適性をよく理解して、無事故で事業を続けていただければと思います。</p>
江守会長	<p>ほかに委員から意見がなければ、申請者にはここで退出していただきます。</p> <p>(特定非営利活動法人想創が退出)</p>
江守会長	<p>それでは、福祉有償運送の新規登録の協議を行います。 「特定非営利活動法人想創」さんの説明を聞いて、ご意見のある委員は発言をお願いします。</p> <p>(意見なし)</p>
江守会長	<p>それでは、お手元の採決票にご記入をお願いします。</p> <p>(採決票記入)</p>

江守会長	<p>集計の結果、承認が8票、不承認が0票であり、出席委員の過半数に達しておりますので、協議会として新規登録を承認したいと思います。</p> <p>以上をもちまして、本日の議題は終了となりますが、委員の皆様、又は事務局から何かありますでしょうか。</p>
事務局	<p>事業者の申請書類には、個人情報が含まれておりますので、回収いたします。持ち帰らず、机の上に置いたままをお願いします。</p>
江守会長	<p>ほかになければ、これを持ちまして、鎌ヶ谷市福祉有償運送運営協議会を閉会いたします。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。</p>

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するために次に署名する。

令和5年9月29日

署名人 福澤 明二

署名人 小池 満尚